

# 働きやすい職場づくりを応援します！

補助率 1/2

## 就業規則の整備

限度額 10万円



## 働きやすい職場づくり

限度額 100万円

区内中小企業が、就業規則を整備した上で、社員にとって働きやすい職場づくりに取り組む場合、経費の一部を補助します。

就業規則の整備のみを行う場合は、「墨田区就業規則整備補助金」の活用をご検討ください。

### 活用例

- テーマ：「女性活躍推進」  
 (就業規則) 女性の働き方に関する規定整備  
 (職場づくり) 女子トイレ・更衣室の新設
- テーマ：「社員スキルアップ」  
 (就業規則) 研修サポート規定の見直し  
 (職場づくり) 研修参加の促進、費用の補助



### 対象経費

- 就業規則の作成等に要する経費...1/2 補助・上限 10万円
- 作成した就業規則に基づいて行う、働きやすい職場環境整備に要する経費...1/2 補助・上限 100万円
- 顧問契約料等は対象外です。  
 区の予算の範囲で交付します。  
 交付決定日以降～令和6年2月29日までに納品・支払い・実績報告が完了する経費が対象です。

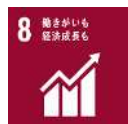
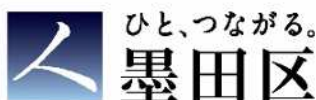
### 申請

- 必要書類を、期間内に問合せ先へ持参又は郵送にて提出してください。  
 提出前に、お電話ください。提出後、審査を行い交付対象者を選定します。  
 期間：令和5年6月1日から6月30日まで（必着）

### 問合せ

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号（区役所14階）  
**墨田区 産業観光部 経営支援課 経営支援担当**  
**☎03-5608-6185（直通）**

詳しくは区ホームページから募集要項をご確認ください。



## 対象者

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。
- (2) 前年度の法人住民税及び法人事業税(個人事業者にあつては個人住民税及び個人事業税)を滞納していないこと。
- (3) 区内の事業所で働きやすい環境づくり事業を実施すること。
- (4) 常時雇用する従業員が5人以上いること。(申請日時点)
- (5) 区内で3か月以上継続して事業を営んでいること。
- (6) 墨田区暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者が経営等に関与していないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業又はこれに類する風俗営業等を行っていないこと。
- (8) 対象の事業について、国、東京都、他の公的機関並びに墨田区の他の補助金・助成金等を利用していないこと。

## 申請書類

交付申請書(第1号様式) 原本1部

事業計画書(第2号様式) 原本1部

- ・現状の課題を踏まえた改善策、見込まれる効果を記載してください。
- ・交付決定日より前に開始した事業(工事等の契約行為を含む)は対象になりません。
- ・令和6年2月29日(木)までに納品・支払い・実績報告までが完了する事業を記載してください。

前年度の法人住民税及び法人事業税納税証明書 原本1部

(個人事業者の場合は個人住民税及び個人事業税納税証明書)

履歴事項全部証明書 原本1部

(個人事業者の場合は、開業届の写し又は直近の確定申告書の写し)

定款(個人事業主の場合は不要) 写し1部

実施事業の概要がわかる資料(機器のパフレット、研修計画、工事計画等) 写し1部

- ・3~5ページ程度までとし、見やすいように簡潔にまとめてください。

見積書 写し1部

誓約書(第3号様式) 原本1部



あわせて  
ご利用  
ください

すみだビジネスサポートセンター 03-5608-6360

経営者・事業者のみなさまの様々な経営課題・技術課題をサポート  
解決のヒントと実現を一緒に考えます!

相談は事前の予約が必要です。詳しくはホームページをご確認ください。

